**平成２３年（フ）第１１５号**
茨城県高萩市高浜町３丁目104番地　高浜住宅３―302
債務者　原田　千夏（旧姓綱島）
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成２３年（フ）第１００号**
茨城県神栖市大野原１丁目22番１号坂本荘Ｃ号
債務者　中澤美恵子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２３年（フ）第１０１号**
群馬県みどり市笠懸町久宮202番地91
債務者　紅屋　宏史
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２３年（フ）第８６６号**
千葉県船橋市上山町３丁目527番地６シャトーフローラルＮ―２―203号
債務者　寺本マサ枝
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第１０９３号**
愛知県知立市鳥居１丁目３番地１ドミールドルチェ弐番館101号、申立時の住所千葉県浦安市堀江１丁目６番19号　リバーハイツ101
債務者　山下　善博
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第１１６７号**
千葉県浦安市今川２丁目８番36号　ペアライフⅠ―202
債務者　中川　尚子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第１１８５号**
千葉市稲毛区山王町140番地15　トシケンハイムＡ107号
債務者　南　　政幸
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第１１８６号**
千葉市稲毛区あやめ台２番33棟109号
債務者　南　　安谷
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第１１９９号**
千葉市稲毛区あやめ台２番12棟101号
債務者　吉野　厚夫
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第１２００号**
千葉市稲毛区あやめ台２番12棟101号
債務者　吉野　奈々
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第４７号**
千葉県館山市沼1713番地の１
債務者　庄司　敏男
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
千葉地方裁判所館山支部

**平成２３年（フ）第４２０号**
石川県かほく市外日角イ２番地５
債務者　宮下　龍一
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
金沢地方裁判所

**平成２３年（フ）第４２８号**
金沢市御所町丑25番地２
債務者　林　　俊文
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
金沢地方裁判所

**平成２３年（フ）第４３７号**
金沢市金石西１丁目６番６号
債務者　新甫　　聖
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
金沢地方裁判所

**平成２３年（フ）第４３８号**
金沢市近岡町840番地５
債務者　松栄　清美
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
金沢地方裁判所

**平成２３年（フ）第４３９号**
石川県かほく市高松ノ35番地４　雇用促進住宅２号棟506号室、従前の住所金沢市大額３―159、従前々の住所奈良県宇陀市大宇陀区大東157番地
債務者　田中　**隆**司
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
金沢地方裁判所

**平成２３年（フ）第４４９号**
石川県白山市中奥町225番地　ｇｒａｃｅ中奥Ⅰ―102号室、従前の住所札幌市中央区南９条西８丁目２番８―112号
債務者　三浦　和樹
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
金沢地方裁判所